

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

訓令	三〇五
○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	
告示	三〇五
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	三〇五
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三〇五
○県営土地改良事業計画を定めた件	三〇六
○県営土地改良事業計画を変更した件	三〇六
○農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件	三〇七
公告	三〇七
○一般競争入札を行う件	
福島県人事委員会	三〇八
○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三〇九
○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	三〇九

訓令

福島県訓令第十号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年七月七日

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程（昭和五十二年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

福島県知事 内堀雅雄

本庁機関
出先機関

第十九条第一項中「参考人」の下に「被害者参加人」を加える。

附則

この訓令は、令和八年七月七日から施行する。

（人事課）

告示

福島県告示第四百九十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和八年七月一日救急病院として認定した。

令和八年七月七日

名称

所在地

福島県知事 内堀雅雄

認定有効期限

医療法人社団茶畑会相馬中央

相馬市沖ノ内三丁目五番地の 令和一一年六月三〇日

一八

（地域医療課）

福島県告示第四百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年七月七日から同年八月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス泉玉露店 福島県いわき市泉玉露二丁目十番三十二

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

（一）空調機室外機及び冷凍機室外機の圧縮機の原動機の定格出力が七・五キロワット以上の場合（原動機を複数有する場合、定格出力は合計値となる。）は、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要となるため、施設設置の工事開始の三十日前までに所要の届出を行うとともに、設置後、敷地境界において規制基準を遵守すること。

（二）店舗設置等にあたり、騒音規制法に規定する特定建設作業または福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定建設作業が生じる場合は、作業開始の七日前までに所要の届出を行うこと。

(三) 発生する騒音ごとの騒音レベル最大値予測結果では、住宅が存在する北側の測定地点で来客車両走行音が六十九・九デシベルとなっており、基準値を上回る予想がなされたものの、「十分な徐行運転（時速十キロメートル）と一時停止がなされることを鑑みて、時速十キロメートル走行時の自動車走行音を用いて再予測を行った結果、基準値を満足する」とされていることから、来客への周知を徹底すること。また、苦情が発生した場合は、誠意をもって対応し、必要に応じて対策をとること。

(四) 大規模小売店舗届出書中、「六 大規模小売店舗の施設運営方法に関する事項（四）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯」は「午前六時から午後十時」と記載があるが、特に早朝及び夜間の大型車両の走行及び荷さばき作業等について、近隣住民等に配慮し、騒音等の苦情が申し立てられた場合、誠意をもって対応し、必要に応じて対策を行うこと。

2 廃棄物の発生に係る事項
(一) 産業廃棄物の処理を委託するに当たっては、マニフェストの交付及び交付したマニフェストの写しの保存を適正に行うこと。

(二) 廃棄物の保管について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する保管基準を遵守すること。

3 その他

(一) 店舗設置等にあたり、土地の形質変更の面積が三千平方メートル以上となる場合は、土地の形質の変更に着手する三十日前までに土壤汚染対策法第四条第一項に基づく届出を行うこと。

(二) 建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等仰ぎ、誠意を持って対応すること。

(三) 市道区域に工作物等を設置する場合は、道路法第三十二条に基づく道路占用許可を受けること。

(四) 市道の整備に関する工事を行う場合は、道路法第二十四条に基づく道路工事施行承認を受けること。

(五) 行政財産（水・道）に工作物等を設置する場合は、行政財産使用許可を受けること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年七月七日から同年八月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工観光課に

備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要
意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、上北方地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年七月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
令和八年七月八日から

（二十日間）

同 月二十七日まで

三 縦覧の場所
平田村役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第四百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定により、檀原地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年七月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年七月八日から

同 月二十七日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第四百九十八号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、令和八年六月一日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和八年七月七日

一 農地の所在、地番、地目及び面積

所在

地番

地目 面積(平方メートル)

1 南会津郡下郷町大字豊成字小倉田

一七〇一番

田 一、二七二

2 同 郡同 町大字澳田字家平

五五番

田 一、〇一九

二 農地の利用の現況

一の1 水稲の栽培で利用

一の2 ソバの栽培で利用

三 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

一の1 水稲の栽培で利用

一の2 ソバの栽培で利用

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

1 始期 令和八年十月一日

2 存続期間

一の1 十年三月

一の2 五年三月

3 借賃に相当する補償金の額 一三〇、四八五円

五 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該土地は、地域計画区域内の農用地等であり、借受希望者が明確であることから、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第六条第一項の基準に適合すると認められるため。

六 その他参考となるべき事項

(記載なし)

(農村振興課)

公 告

公告第156号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年7月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン 430台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和9年3月31日（水）
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年7月24日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和8年7月7日（火）から同月24日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同月20日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年7月13日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和8年7月13日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年9月9日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月8日（火）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Laptop Computer 430 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 9 September 2026

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 8 September 2026

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

（入札用度課）

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月七日

福島県人事委員会

委員長 千葉悦子

福島県人事委員会規則第十五号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員

等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表須賀川市の項中「部長」を「室長 部長」に、「財政課長補佐」を「行政経営課長補佐 財政課長補佐」に、「財務係長」を「財政係長」に、「給与厚生係長」を「給与係長 厚生係長」に、「市民サービスセンター 所長（長沼市民サービスセンター及び岩瀬市民サービスセンターの所長に限る。）」を「行政センター 所長」に改め、同表南相馬市の項中「技師長 薬局長」を「技師長」に、「事務次長」を「部次長」に改め、同表本宮市の項中「ふれあい美術館 館長」を「ふれあい美術館 館長」に改め、同表西白河郡西郷村の項中「村長部局 課長」を「村長部局 部長 課長」に、「会計室 室長」を「会計課 課長」に改め、同表東白川郡鮫川村の項中「村長部局 課長 室長」を「村長部局 課長」に改め、同表石川郡平田村の項中「村長部局 課長」を「村長部局 出納室 会計管理者」に改め、同表石川郡平田村の項中「村長部局 課長」を「村長部局 課長 室長」に改め、同表田村郡三春町の項中「老人ホーム 園長」を「保育所 所長」に、「幼稚園」を「認定こども園」に改め、同表相馬市衛生組合の項中「事務部長 看護部長」を「事務部長 課長 診療部長 副診療部長 看護部長 副看護部長」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月七日

福島県人事委員会

委員長 千葉悦子

福島県人事委員会規則第十六号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二十号中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）